健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条第二項の規定により、次の者から保険医並びに保険薬剤師の登録の抹消の請求があったため抹消し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条に基づき、公示する。

令和　八　年　二　月　十二　日

中国四国厚生局長　依田　泰

登録の記号番号	氏名	登録抹消年月日
広医四七八二	藤井　淳	令和　八年　二月　六日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条第二項の規定により、次の者から保険医並びに保険薬剤師の登録の抹消の請求があったため抹消し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条に基づき、公示する。

令和　八年　二月　十二日

中国四国厚生局長　依田　泰

登録の記号番号	氏名	登録抹消年月日
広歯二〇六五	安達　雄一	令和　八年　二月　五日